

# 「財政制度等審議会財政制度分科会（文教・科学技術）」資料（義務教育関係）に対する全日教連の見解

全日本教職員連盟

令和6年11月11日に財政制度等審議会財政制度分科会が開催された。本分科会において示された以下の3点について見解を述べる。

- ① 教員数の増ではなく、教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務の抜本的な縮減を優先すべき状況ではないのか。
- ② 本来、業務を所定内の勤務時間（週38時間45分）に収めていくことを目指すべきであるが、現在の教員の勤務実態及び、「働き方改革」・「メリハリ」・「効果」といった観点からは、一定の「集中改革期間（例えば5年間）」に「学校業務の抜本的な縮減」を進める仕組みを講じ、その上で、労基法の原則通り、やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給することが、教職の魅力向上につながる。
- ③ 他の公的部門の状況も踏まえた持続的な賃上げを後押しする観点も踏まえ、「集中改革期間」において、財源の確保を前提に、経過措置的に教職調整額を引き上げる場合には、10%を目指して段階的に上げつつ、10%に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行することを検討することが考えられる。その際、ただ引き上げるのではなく、働き方改革の進捗を確認した上で引上げの決定を行う仕組みを付与し、働き方改革に取り組む強力なインセンティブ付けとしてはどうか。働き方改革が進捗せず引上げが行われないうこととなった場合は、その時点で原因を検証し、外部人材の配置等その他のより有効な手段に財源を振り向けることとする。

まず、教師の業務については、学校教育法、学習指導要領等、関係法令等によって定められている。近年、社会の変化、教育課題の多様化等により教師の業務が増加していることが時間外在校等時間の状況からも明らかになっている。そのため、文部科学省は、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を示し、現在、学校業務の精査が各自治体、教育委員会にて進められている。「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」においても、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要と述べている。また、給特法における教職調整額についても、「教師の職務と勤務態様の特殊性」、「勤務管理と勤務時間管理の在り方」が考慮されて制定された経緯がある。これらを前提として見解を述べていく。

①の、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に則り、業務削減を図ることについて、方向性としては全日教連の要望と相違ない。一方で、業務縮減については「やりがいの小さい・負担感の大きい業務」の切り離しではなく、3分類に基づき、まずは「基本的には学校以外が担うべき業務」の切り離しを段階的に行い、その後「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要の無い業務」の切り離しへと進めていくことで児童生徒と向き合う時間を確保すべきである。また、文部科学省による「令和4年度教員勤務実態調査結果（確定値）」では「授業、授業準備や生徒指導等の業務については、相対的に負担感が低く、やりがいや重要度が高い。」と分析されている。つまり、児童生徒の成長に資する業務については、教師はプライドをもって取り組んでいる。しかし、いじめの認知件数、不登校児童生徒数及び特別な支援を要する児童生徒数等の急激な増加に伴い、子供の成長に資する教師の本来業務でさえ、困難を極める状況である。そのため、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の適正化を図るための支援人材の充実に加え、急増する様々な教育課題に対応し、「個別最適な学び」を実現するためにも教職員定数の改善は急務である。

②の、いわゆる残業代を支給する案については反対である。全日教連は教師を「教育専門職」ととらえている。教師は、子供たちの成長のために自発性をもって職務にあたるべきである。授業準備や児童生徒指導等、どのような業務をどの程度まで行うかは教師個人の裁量である。仮に、時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理となると、ただでさえ激務の管理職の負担は増大し、更には同一の業務がA学校ではいわゆる「残業」と認められ、B学校では「残業」と認められないといった不公平感も助長し、学校現場においては無用の混乱が生じてしまう。全日教連としては給特法の枠組を維持したうえでの教職調整額の引上げを強く望む。それと同時に財務省の資料に示されている「業務負担に応じたメリハリ」という点では管理職手当の拡充や学級担任の義務特手当への加算、新たな級の創設も必須である。

③の、時間外勤務の縮減を教職調整額引上げのための条件とすることには断固反対する。「教員の地位に関する勧告（1966年10月5日教員の地位に関する特別政府間会議採択）」では、「すべての教員は、その専門職としての地位が相当程度教員自身に依存していることを認識して、その全ての職務においてできる限り高度の水準に達するよう努めるものとする」と言及されている。定数改善や支援人材の拡充等指導運営体制の充実が図られることなく、教職調整額の引上げと引き替えに在校等時間の縮減を目指す考えはあまりにも乱暴である。このような考えの下、働き方改革を進めると、勤務時間を短くすること自体が目的となり、子供たちのために働く意欲を著しく低下させることになるだろう。

以上の理由から、「中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会」で1年以上にわたる丁寧な審議を経てまとめられた答申に示されたとおり、「全ての子供たちへのより良い教育の実現」に向け、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善について、総合的かつ抜本的な改革を一体的に推進するとともに、とりわけ教師の処遇改善については、引上げに条件を付けることなく、令和7年度文部科学省予算概算要求で示された、教職調整額を13%への引上げが必要であり、最も合理的であると考える。

全日教連はこれからも児童生徒のより良い教育の維持・発展のため、引き続き十分な教育予算が確保されるよう、学校現場の声を反映させながら、関係省庁や国会議員へ粘り強く要望活動を展開していく。